

令和 3 年 8 月 2 日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」を踏まえた 本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について

広島県において「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」が決定されるとともに、県所管施設及び県主催イベント等の取扱いが示されたことを踏まえ、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、8月3日から9月12日までの間、本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本市主催のイベント等※の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

- (1) 不特定多数の集客が見込まれる施設のうち屋内施設※については、できる限り速やかに休館とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。

※ 図書館については、広島県の取扱いに準じ、児童・生徒の学習の場となるため、感染防止対策を徹底した上で開館する。

- (2) (1)により休館とした施設を除く20時以降開館している施設については、できる限り速やかに開館時間を20時までに短縮する。ただし、すでに20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。